

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(環境管理課)

一頁

号外(一) 平成三十一年三月二十日

規則

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十一号

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成十八年岐阜県規則第二百八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第三十九条」を「第三十六条第一項」に、「別表第五の一の項中欄」を「別表第六の一の項中欄」に、「第四十条及び別表第六の一の項上欄」を「第四十条第一項及び別表第八の一の項上欄」に、「別表第六の一の項下欄イ」を「別表第八の一の項下欄第一号イ」に、「同欄ロ」を「同号ロ」に、「と」を「とし、同号ハの規定は、適用しない」に改め、同条第三項第三号中「許可」の下に「(同法第二十七条の五の規定により同法第二十二條第一項の許可があつたものとみなされるものを含む。)」を加える。

別表第一全シヤンの項中「規格」の下に「三十八の備考十一及び」を加え、「除く。」の下に「又は昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表一に掲げる方法」を加え、同表六価クロムの項中「規格六十五・二」を「規格六十五・二(規格六十五・二・七を除く。)」に改め、同表総水銀の項中「付表一」を「付表二」に改め、同表アルキル水銀の項中「付表二」を「付表三」に改め、同表PCBの項中「付表三」を「付表四」に改め、同表シス一・二シクロロエチレンの項中「シス一・二シクロロエチレン」を「一・二シクロロエチレン」に、「日本工業規格K〇二二五の

五・一」を「シス体にあつては日本工業規格K〇二二五の五・一」に改め、「方法」の下に「トランス体にあつては日本工業規格K〇二二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法」を加え、同表チウラムの項中「付表四」を「付表五」に改め、同表シマジン及びチオベンカルブの項中「付表五」を「付表六」に改め、同表ふつ素の項中「規格三十四・一若しくは」を「規格三十四・一（規格三十四の備考一を除く。）

若しくは」に改め、「三十四・四」の下に「妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十三ミリリットル、りん酸六十三ミリリットル及び塩化ナトリウム十グラムを溶かした溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、日本工業規格K〇一七〇 六の六四二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。」を加え、「規格三十四・一c」(注⑥)第三文を「規格三十四・一・一c」(注②)第三文及び規格三十四の備考一」に、「共存しない」を「共存しないことを確認した」に、「付表六」を「付表七」に改め、同表一・四 ジオキサンの項中「付表七」を「付表八」に改める。

第二条 岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。
別表第一中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第二号様式、別記第四号様式から別記第九号様式まで及び別記第十二号様式から別記第十四号様式までの規定中「田外」を「田外」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表第一の改正規定(シス 一・二 シクロロエチレンの項に係る部分を除く。)及び次項の規定 公布の日

二 第一条中第四条及び別表第一シス 一・二 シクロロエチレンの項の改正規定並びに附則第三項の規定 平成三十一年四月一日

三 第二条の規定 平成三十一年七月一日
(経過措置)

2 第一条の規定(別表第一シス 一・二 シクロロエチレンの項の改正規定を除く。)による改正後の別表第一の規定は、前項第一号に掲げる規定の施行の日以後に行う土壤分析及び土壤検査について適用し、同日前に行う土壤分析及び土壤検査については、なお従前の例による。

3 第一条の規定(別表第一シス 一・二 シクロロエチレンの項の改正規定に限る。)による改正後の別表第一の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に行う土壤分析及び土壤検査について適用し、同日前に行う土壤分析及び土壤検査については、なお従前の例による。